



全社協・地域福祉部 News File No.170

令和 5 年 4 月 17 日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室
全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

- 『全社協・地域福祉部 News File』は、市町村社協法制化 40 周年を迎え、コロナ特例貸付を経験した今こそ、各社協が今後の目指すべき方向性を考える参考となるよう、全社協地域福祉推進委員会の各種専門委員会の検討状況や社協事業・活動関連の制度動向等をお伝えします。
- < 配信先 >
都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当・生活福祉資金担当、市区町村社会福祉協議会
- < 配信元 >
全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

今号のトピック

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- 特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」
(茨城県・神栖市社会福祉協議会)

社協の果実

- 東京都社会福祉協議会「チームで取り組む地域共生社会づくり Vol.2 ～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の 3 者連携による 4 つの実践事例集」

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「重版出来 コロナ特例貸付を通じた支援 社会福祉協議会の実践事例集」
- 全社協出版部「月刊福祉令和 5 年 5 月号 特集：続・子どもを中心においた支援を実現するために」

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第 1 回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」(令和 5 年 4 月 10 日)
- 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 現況報告書等でよく見られる誤り一覧」(令和 5 年 4 月 3 日)
- 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和 5 年 3 月 31 日 第 12 版)」(令和 5 年 3 月 31 日)

情報提供・ご案内

- 国土交通省「令和 5 年度居住支援協議会等活動支援事業」(締切：令和 5 年 4 月 28 日)
- 国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム導入フロー」(令和 5 年 4 月 14 日)
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター「就労支援のためのアセスメントシート活用の手引(令和 5 年 4 月 11 日 ver.1.1)」(令和 5 年 4 月 11 日)



▲画像をクリックすると該当ページにジャンプします。



コロナ特例貸付を通じた社協実践

- ◎ コロナ特例貸付を通じた社協実践を紹介します。
- ◎ 随時、掲載する社協実践を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」 (茨城県・神栖市社会福祉協議会)

茨城県・神栖市社会福祉協議会の特例貸付の対応コンセプトは「広報とチームで業務を遂行する職員体制」です。神栖市社協は、特例貸付の取り組みの工夫について、「いち早く正しく全て公開し、必要な人へ必要な情報が行き渡り、相談者自らが判断できるよう広報に力を入れた」、「職員の誰もが等しく相談対応が出来るよう、チームで業務を遂行する職員体制を整備した」、これらを重点にコロナ禍の収入減少者への経済的な支援として特例貸付を職員一同で取り組み対応しました。

■ 100年分に相当する相談に対応

特例貸付は、令和2年3月25日に始まり令和4年9月30日に受付が終了しました。神栖市社協での特例貸付の延べ申請受付件数は、5,107件（小口1,787件、総合1,757件、延長791件、再貸付772件）、延べ相談対応件数が20,520件にのびりました。平成30年度コロナ禍前の生活福祉資金の相談対応件数が約200件であったことから、この2年6か月間は100年分に相当する相談に対応したことになります。

貸付実件数については、単純に人口割で見た件数で県内平均の2倍以上の実績となりました。

■ 継続した広報と関係機関との連携

神栖市社協では、必要な人へ必要な情報が届くよう広報を第一と考え、毎月発行している「かみす社協ニュース」に令和2年5月号から令和4年10月号まで、特例貸付の情報を漏れなく掲載しました。更に神栖市社協ホームページや「広報かみす」にも特例貸付の情報を掲載しました。その他にも、関係機関の相談窓口として、神栖市役所社会福祉課や市民協働課、企業港湾商工課、市民課などと情報共有を図り、市民に情報が行き渡るよう協力いただきました。

■ 相談者の増加に合わせた体制整備

激増した相談に対して神栖市社協では、相談者数に合わせて、次長以下、地域福祉総合相談センターの9人の正職員の誰もが等しく相談を受けられるよう体制を整備し、また人材派遣会社より、多い時期で一日4名の派遣スタッフを配置して受付対応や事務処理を行いました。職員ミーティングを毎日実施し、対応の効率化や課題の調整、要件の変更など、職員間で情報共有を図り、急ぎの内容であれば、日中の業務時間内でもスポット的にミーティングを実施するようにしました。複雑で多様化した相談内容と制度の狭間で職員一人で悩むのではなく、全体の課題として、茨城県社協と連携を密に図り対応してきました。

神栖市社協では、普段から社協を広く市民に周知するべく、「かみす社協ニュース」や神栖市社協ホームページなどで社協事業を広報しています。また成年後見制度利用相談、障害者相談、こころの相談、ひきこもり家族相談などの各専門相談に対して、経験年数によって習熟度に違いがありますが、各職員がソーシャルワーカーとしての自覚を持ち、職員同士の情報共有に努めています。この日常からの業務遂行の職員体制が今回の未曾有の事態に職員一丸となって対応できたことにつながりました。

社協につながった人は、まだまだ一握りの人で、多くの人は社協を知りません。このコロナ禍での経験を活かし、「広報とチームで業務を遂行する職員体制」を大切に、市民皆さんから頼っていただける組織を目指し、これからも神栖市社協の各事業を通じて存在意義を理解して頂けるよう広報に力を入れていきたいと思えます。

神栖市社会福祉協議会 社協職員レポート～特例貸付の対応で再確認した「社協で大切なこと」～
<https://www.kamisushakyo.jp/page/page001847.html>

【参考】NORMA 社協情報 社協活動最前線

「職員の資格取得の推進と行政機関等への派遣を通じた福祉相談窓口のネットワーク強化」

(茨城県・神栖市社会福祉協議会)

- コロナ禍において特例貸付等の業務に追われ、職場内での人材育成が十分実施できていない社協が多いなか、神栖市社協では非常にユニークな人材育成方針を貫いている。
- 正規職員全員が社会福祉士などの国家資格の取得をめざし、ソーシャルワークの専門家として行政機関等に人材派遣を行い、福祉相談窓口の強化を図っている。



▲画像をクリックすると該当号へジャンプ

社協の果実



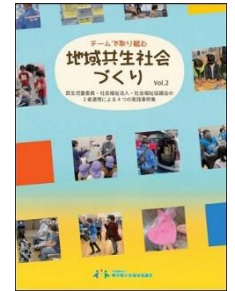
- ◎ 全国の社協で創意工夫のもと作成された成果物（果実）を紹介します。
- ◎ 随時、掲載する成果物（果実）を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

東京都社会福祉協議会「チームで取り組む地域共生社会づくり Vol.2～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の3者連携による4つの実践事例集」

東京都社会福祉協議会は、「チームで取り組む 地域共生社会づくり vol.2～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の3者連携による4つの実践事例集～」をとりまとめました。

東京都社会福祉協議会地域福祉推進委員会では、平成30年3月に、民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター等の3者が核となり、地域の多様な主体と連携を図りながら地域共生社会づくりを進める「東京モデル」を提起しています。

本実践事例集では、民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター等の3者がつながり、地域で実践されている4つの事例を紹介しています。



事例1 地域づくり／東久留米市内での取り組み 「住民の顔が見える“住みよいまち弥生”」

- 配置した地域福祉コーディネーターのモデル地域の弥生地区で、コロナ前に民生児童委員とつながりのあった福祉施設が住民懇談会の場として地域交流スペースを提供したことをきっかけに、住民が主体的に取り組む活動に取り組んできました。令和4年11月には3年ぶりに施設の地域交流スペースで子どもたちも多く参加して「秋祭り」を再開。また、重度心身障害の家族のいる地域の方が定例会で災害時の不安を打ち明けたことをきっかけに、コロナ禍でもできる活動として「防災まち歩き・地域づくり」に取り組みました。

事例2 つながりづくり／中央区内での取り組み 「コロナ禍でのまごころのふれあい創出」

- もともとあった高齢者施設と保育園の交流がコロナ禍には途絶えました。そうした中、コロナ禍でもつながりを途絶えさせずに新たにつながることを目的に中央区社会福祉法人連絡会では「おたよりでつなぐ“まごころプロジェクト”」を令和3年度に開始。高齢者、障害者施設利用者と保育園・幼稚園に通う子どもたちがおたよりを通じて交流する活動です。令和4年度からは、民生児童委員が主体的に関わっている高齢者向けサロンもプロジェクトに参加するようになりました。コロナ禍に子どもだけで過ごすことの多かった子どもたちにとっても地域との大人との関わりを取り戻す活動になりました。

事例3 地域での支え合い／日野市内での取り組み 「住民や専門職のつながりによる買い物支援」

- 地域ケア会議で交通機関の空白地域があり買い物に困っている方がいるという話があったことをきっかけに日野市南平地区で始まった、隔週の土曜日に地域高齢者が社会福祉法人の送迎車でスーパーを訪れる取組をコロナ禍も継続しています。利用者の推薦は地域包括支援センターと民生児童委員が行い、顔見知りの民生児童委員や地区社協の皆さんが買い物に付き添ってくれることも高齢者にとっては安心。車中の会話は、コロナ禍に途絶えがちなコミュニケーションの機会にもなっています。

事例4 食を通じた交流／板橋区内での取り組み 「食と地域での温かさとやさしさ」

- 緊急事態宣言のもと、学校の休校、地域行事の休止、企業の活動休止の中、使われなくなった食品が社協に寄せられ、地域の子どもの食堂に配ったところ、地域で生活に困っている方たちに配れないだろうかと声が上がりました。始まった「食からつながる応援プロジェクト」。コロナ禍で経済的な理由により支援が必要なひとり親世帯、多子世帯等を対象にした食品配布会です。民生児童委員協議会、社会福祉法人施設等連絡会（社福連）にも協力してもらうことで、徐々にそれぞれのネットワークを活かした協力者を広げながら取組を続けています。社福連では、地域に貢献することは当然という気持ちで食材集めに協力。民生児童委員は生活に困っている方に地域で声をかけるとともに、食料品や勉強道具・玩具等の配布を手伝っています。会場に来る子育て世帯の中には普段、地域でつながりの少ない世帯もあり、そうした世帯と知り合う貴重な機会となっています。

東京都社会福祉協議会 チームで取り組む地域共生社会づくり Vol.2～民生児童委員・社会福祉法人・社会福祉協議会の3者連携による4つの実践事例集
https://www.tcsv.tvac.or.jp/chosa/documents/WEB_ChiikiKyosei_202303.pdf

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉推進委員会「重版出来 コロナ特例貸付を通じた支援 社会福祉協議会の実践事例集」

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、解雇や離職、収入の減少等を余儀なくされ、生活困窮状態になる人々が増加しました。全国の社協では、令和2年3月25日から始まったコロナ特例貸付の申請対応や生活困窮の相談などを通し、一人ひとりの相談者に真摯に向き合い、生活を支援してきました。

借受人を含む生活困窮者の生活再建への支援においても、地域住民や多機関と連携しながら、地域の状況に合わせた効果的で具体的な方策を展開・創出していく必要があります。

そこで、全社協地域福祉推進委員会では、全国の社協における生活困窮者支援のさらなる充実のため、特例貸付の借受人を含む生活困窮者支援に関する社協の取り組みを事例集としてまとめました。

事例集では、それぞれの地域の状況に応じた方法で、地域住民や多機関と連携しながら借受人を含む生活困窮者支援に取り組む全国の社協の事例を①ニーズ把握、②地域への情報発信・はたらきかけ、③多機関連携、④部門間連携、⑤資源開発・問題解決、⑥県社協と市町村社協の連携の6つのポイントで整理して紹介しています。

※ 3月末の販売開始以来、多くの社協の皆様にご購入いただき、この度、重版しました。

コロナ特例貸付を通じた支援～社会福祉協議会の実践事例集 掲載事例（15事例）

- ①滋賀県・**大津市社会福祉協議会**
「特例貸付の状況分析による継続的な支援と地域への発信」
- ②大阪府・**堺市社会福祉協議会**
「横断的な体制による特例貸付の申請受付とフォローアップ支援」
- ③島根県・**松江市社会福祉協議会**
「コロナ禍の暮らしをつないで支えて守る」
- ④神奈川県・**横浜市旭区社会福祉協議会**
「特例貸付を契機とした住民の気づきを活かす支えあいの地域づくり」
- ⑤兵庫県・**相生市社会福祉協議会**
「借受人調査を通じた多機関連携による子育て世帯支援」
- ⑥奈良県・**上牧町社会福祉協議会**
「4町社協と自立相談支援機関による継続的な支援」
- ⑦福岡県・**筑後市社会福祉協議会**
「「困ったら社協へ」から「困っていないなくても社協へ」にーコロナ特例貸付申請者の統計分析ならびにアンケート調査を通してー」
- ⑧神奈川県・**川崎市社会福祉協議会**
「生活困窮者支援の地域への発信～神奈川モデル構築に向けた「生活困窮のリアル」を通じた地域づくり～」
- ⑨東京都・**豊島区民社会福祉協議会**
「CSW や多機関連携による生活困窮者支援」
- ⑩静岡県・**菊川市社会福祉協議会**
「菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議との連携による居住支援の取り組み」
- ⑪大阪府・**泉佐野市社会福祉協議会**
「多機関連携による外国人借受人への支援」
- ⑫香川県・**さぬき市社会福祉協議会**
「“オーダーメイドの支援を”チームさぬきで取り組む生活困窮者支援」
- ⑬神奈川県・**座間市社会福祉協議会**
「「チーム座間」で支える、つながり続ける支援」
- ⑭徳島県**社会福祉協議会**
「社協の相談支援機能強化と局内統合・多機関連携」
- ⑮沖縄県**社会福祉協議会**
「市町村社協の相談体制強化による困窮者支援」



〔頒布価格〕500円（税込・送料別）

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 頒布資料一覧
<https://www.zcwvc.net/member/books/>

全社協出版部「月刊福祉令和5年5月号 特集：続・子どもを中心においた支援を実現するために」

月刊福祉令和5年5月号の特集は、「続・子どもを中心においた支援を実現するために」です。

こども家庭庁が令和5年4月に発足しました。「こどもまんなか」社会に向けて、制度の拡充や子どもの目線に立った支援が広がることが期待されています。一方で、長引くコロナ禍もあり、子どもの育ちや学びへの影響が指摘され、不適切保育や虐待の問題等の子どもの権利を脅かす事象も続いています。

こうした現状も踏まえ、「令和4年5月号」に続き、子どもを中心においた社会をつかっていくうえで、あるべき制度や支援のかたち、求められる支援者の姿勢等について確認します。

また、今号から、「実践マネジメント講座」の新連載「PART1 組織力強化につながる実践リーダー」、「PART2 災害対応・新ステージ」、「PART3 これからの広報戦略」がスタートしました。

さらに、福祉に関わるすべての人に知ってほしい、相手をどのように理解するかについて学ぶ、新連載「相手を理解するために」、福祉の主要な制度や仕組み、支援技術や対象、機関等に関するテーマを紹介する、新連載「知っておきたい福祉の基礎知識」は、社協職員の皆様にオススメのコーナーです。

月刊福祉（令和5年5月号）

▼特集▼

インタビュー「「こどもまんなか」とは何か―子どもの権利を守る視点から」

くれたけ法律事務所 弁護士 磯谷 文明

社会福祉法人みその児童福祉会 岡山聖園子供の家 施設長、本誌編集委員〔聞き手〕 則武 直美
論点Ⅰ「相談支援を充実させる―島田市版ネウポラの取り組み」

島田市健康づくり課 技監 鈴木 仁枝

論点Ⅱ「子どもの意見を聴き、くみ取る」

特定非営利活動法人 Giving Tree ピアカウンセラー 畑山 麗衣

論点Ⅲ「地域における児童養護施設等の新たな役割」

社会福祉法人子供の家 児童養護施設子供の家 施設長 早川 悟司

論点Ⅳ「18歳以降を支援する―「子ども」のその後とは」

名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授 谷口 由希子

論点Ⅴ「これまでと、これからの家族政策」

東京経済大学経済学部 教授 李 蓮花

てい談「子どもに向き合う支援者に求められること」

社会福祉法人愛育会 認定こども園あけぼの愛育保育園 園長 北野 久美

社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 施設長 都留 和光

朝日新聞 編集委員〔進行兼〕 大久保 真紀

▼実践マネジメント講座▼

PART1 組織力強化につながる実践リーダー「マネジメントの意味を理解し推進するリーダーになる」

日本女子大学人間社会学部 教授 久田 則夫

PART2 災害対応・新ステージ「BCPの策定・見直しのポイント①」

ミネルヴァベリタス株式会社 顧問 本田 茂樹

PART3 これからの広報戦略「非営利組織にとっての広報のポイント」

特定非営利活動法人日本NPOセンター 事務局長 吉田 健治

▼福祉の基礎▼

相手を理解するために「聴覚情報と視覚情報」

ルーテル学院大学 教授 福島 喜代子

知っておきたい福祉の基礎知識「地域における権利擁護支援」

明治大学専門職大学院 教授、弁護士 平田 厚



〔定価〕1,068円（税込）

福祉の本出版目録 月刊福祉（令和5年5月号）

<https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10031212.html>

制度・施策等の動向

厚生労働省「第1回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」（令和5年4月10日）

令和5年4月10日、「第1回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」（座長：栗田 主一 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所 副所長）が開催され、介護予防・日常生活支援総合事業の現状と課題について協議が行われました。

この検討会は、社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業を充実していくための制度的・実務的な論点を包括的に整理した上で、工程表に沿って、具体的な方策を講じるために設置されたもので、①介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた工程表に盛り込むべき内容、②住民主体の取組を含む多様な主体の参入促進のための具体的な方策、③中長期的な視点に立った取組の方向性について検討が行われます。検討会には、社協関係者として、全社協の高橋 良太 地域福祉部長が参画しています。

社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）では、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方（要介護1・2の生活援助等の総合事業への移行）に関して、「第10期計画期間の開始（令和9年度）までの間に結論を出す」こととされており、この検討会では、令和5年夏頃を目途に、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた中間整理を行うこととしています。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会での検討事項（例）（中間整理に向けた論点例）

1 総合事業の充実に向けた工程表に盛り込むべき内容

- 総合事業の対象者モデルの検討と地域のデータの把握を踏まえた多様なサービスの整備
- 総合事業の充実（≒地域づくり、サービスの質、多様な主体の参入など）に向けた制度面・実務面で必要と考えられる措置

2 住民主体の取組を含む、多様な主体の参入促進のための方策

- サービスAの活性化
- サービスBの活性化
- サービスA・B等の活性化に資する生活支援体制整備事業の推進
- サービスCの効果的な運用・活性化
- サービス選択を支える仕組みの質的向上（地域包括支援センター、介護予防ケアマネジメント、要介護者との継続、認知症対応）
- 利用者に対する自立に資する適切なサービス選択の支援（本人の希望を踏まえた地域とのつながりを継続）
- 生活支援コーディネーター（SC）の活用方策

3 中長期的な視点に立った取組の方向性

- 総合事業に対する国民・市町村の理解の推進（支援パッケージ等の活用）
- 継続利用要介護者の利用実態の評価
- 総合事業の実施状況を含む地域づくりの評価の視点

なお、全社協政策委員会（委員長：平田 直之 全国社会福祉法人経営者協議会 副会長）及び全社協地域福祉推進委員会（委員長：越智 和子 香川県・琴平町社会福祉協議会 会長）は、令和4年12月26日、軽度者（要介護1、2）の生活援助等の総合事業への移行に反対する要望書を厚生労働省宛に提出しています。

厚生労働省 第1回介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32533.html

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 介護保険制度改正等に向けた要望

<https://www.zcwvc.net/member/news/2022/12/26/4809/>

福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 現況報告書等で見られる誤り一覧」（令和5年4月3日）

令和5年4月3日より、現況報告書等の届出を行う「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の令和5（2023）年度版の運用が開始されました。

この「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を活用して届出を行う現況報告書には、社協を含むすべての社会福祉法人に責務化された「地域における公益的な取組」を記載する欄があります。各社協としての取組内容を広く発信するために、地域生活課題に積極的に向き合い、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立に寄与していることを意識的に記載することが求められます。

しかしながら、現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。

そもそも、「地域における公益的な取組」の責務化の背景には、社会福祉法人は、制度外の新たな地域生活課題への対応に消極的であり、非課税とされるにふさわしい国家や地域への貢献が不十分といった厳しい批判がありました。令和4年4月1日時点における「地域における公益的な取組」の実施に関する現況報告書への記載割合が67.3%であったことが公表されており、コロナ禍で国と地方自治体ともに財政の急激な悪化が予想される中で、「地域における公益的な取組」の実施率が低いようであれば、社会福祉法人への課税議論が再燃しかねません。

令和5（2023）年度の現況報告書の提出に向け、「地域における公益的な取組」の記載の徹底をお願いいたします。

また、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の現況報告書の提出にあたって、特に間違いの多い箇所をまとめた「現況報告書で見られる誤り一覧」が公開されています。特に、**計算関係書類に関しては、一部の社協において誤りが指摘されていますので、入力にあたってのチェックリストとしてご活用ください。**

現況報告書等で見られる誤り一覧（令和5年4月3日更新）

【現況報告書】

法人区分関係

1. (5) 法人区分について、社会福祉協議会でないのに社会福祉協議会の会計区分を用いている、またはその逆。

評議員

2. (1) 評議員定員について、定款に7名以上と定めているにも関わらず、7名未満を入力している。
2. (3-1～3-7) 評議員の氏名等について、実際には7名以上選任されているにも関わらず、7名以上入力していない。

会計監査人

- 会計監査人を設置するとして定款に定めていないにも関わらず、5. (1-1) に会計監査人の氏名を入力している（監事や顧問会計士等の氏名を入力している）。

母子生活施設関係

- 母子生活施設及び婦人保護施設であるにも関わらず住所が公表されている（11.①-3 で「母子生活支援施設」及び「婦人保護施設」を選択していない）。

地域における公益的な取組

- 「地域における公益的な取組」を実践しているにも関わらず、11-2 への記載がなされていない。

専門家の支援

- 「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日社援基発 0427 第 1 号）に定める専門家の支援等を行っていないにも関わらず、14 に入力している。

【計算関係書類】

計算書類（第一様式）

- 法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）と法人単位貸借対照表（第三号第一様式）との「当期活動増減差額」が一致しない。
- 法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）と法人単位貸借対照表（第三号第一様式）との「次期繰越活動増減差額」が一致しない。
- 法人単位貸借対照表（第三号第一様式）の「資産の部合計」と「負債及び純資産の部合計」が一致しない。
- 法人単位資金収支計算書（第一号第一様式）の「事業活動収入計」「事業活動支出計」、法人単位事業活動計算書（第二号第一様式）の「サービス活動収益計」「サービス活動費用計」及び法人単位貸借対照表（第三号第一様式）の「資産の部合計」「負債及び純資産の部合計」がマイナス残高となっている。

計算書類（第二様式及び第三様式）

- 資金収支内訳表（第一号第二様式）及び事業区分資金収支内訳表（第一号第三様式）の内部取引消去の「当期資金収支差額合計」が「0円」となっていない。
- 事業活動内訳表（第二号第二様式）及び事業区分事業活動内訳表（第二号第三様式）の内部取引消去の「当期活動増減差額」が「0円」となっていない。
- 貸借対照表内訳表（第三号第二様式）及び事業区分貸借対照表内訳表（第三号第三様式）の内部取引消去の「資産の部合計」と「負債及び純資産の部合計」が一致しない。

計算書類に対する注記及び附属明細書

- 作成すべき注記及び附属明細書が作成されていない。
- 計算書類の金額と注記及び附属明細書の内容が一致しない。

福祉医療機構 2023 年度財務諸表等電子開示システムの運用開始のご案内

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/zaihyou/houjin/zaihyoumail/hzmail2301.html>

福祉医療機構 現況報告書でよく見られる誤り一覧

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/zaihyou/zaihyou_info_202303a.pdf

厚生労働省「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 5 年 3 月 31 日 第 12 版）」（令和 5 年 3 月 31 日）

令和 5 年 3 月 31 日、厚生労働省は、住居確保給付金や就労訓練事業の認定事務等の見直し内容を反映させた「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 5 年 3 月 31 日 第 12 版）」を公開しました。

住居確保給付金の主な見直し内容

- 住居確保給付金については、コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等を図るための見直しを実施。
 - ・ 併給調整 → 職業訓練受講給付金との併給が可能に（コロナ特例の恒久化）
 - ・ 再支給 → 本則による再支給（最大 9 か月）について、解雇された者だけでなく、シフト減等により収入が減少し、離職・廃業後と同程度の状態にある者も対象に（コロナ特例の 3 か月の再支給は廃止）
 - ・ 収入算定方法 → 児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入から算定除外
 - ・ 求職活動要件 → コロナ禍における活動回数等の緩和特例を廃止 自営業者の場合は、一定期間、ハローワークへの求職活動に代え、事業再生のための活動（経営改善活動）でも可。

生活困窮者自立支援情報共有サイト 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（令和 5 年 3 月 31 日 第 12 版）

<https://minna-tunagaru.jp/mhlw/#a-01>

情報提供・ご案内

国土交通省「令和5年度居住支援協議会等活動支援事業」(締切:令和5年4月28日)

令和5年4月3日、国土交通省は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動(入居及び居住支援等)を行う居住支援法人に対して補助を行う「令和5年度居住支援協議会等活動支援事業」の募集を開始しました(締切:令和5年4月28日)。

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

住宅確保要配慮者の居住支援にあたって、社協が持つ機能やノウハウを活用し、居住支援法人の指定を受けることが期待されています。

令和5年3月31日時点で、居住支援法人の指定を受けている社協は16社協です。

居住支援法人の指定を受けている社協一覧(令和5年3月31日時点)

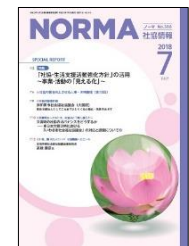
市町社協	県・指定都市社協
北海道・本別町社会福祉協議会	青森県社会福祉協議会
青森県・むつ市社会福祉協議会	長野県社会福祉協議会
長野県・小海町社会福祉協議会	名古屋市社会福祉協議会
静岡県・菊川市社会福祉協議会	香川県社会福祉協議会
愛知県・半田市社会福祉協議会	福岡市社会福祉協議会
愛知県・稲沢市社会福祉協議会	熊本市社会福祉協議会
三重県・伊賀市社会福祉協議会	
大阪府・岸和田市社会福祉協議会	
福岡県・水巻町社会福祉協議会	
福岡県・八女市社会福祉協議会	

国土交通省 令和5年度居住支援協議会等活動支援事業
https://www.mlit.go.jp/report/press/house07_hh_000259.html

国土交通省 居住支援法人一覧(令和5年3月31日)
<https://www.mlit.go.jp/common/001465934.pdf>

【参考】居住支援法人の指定を受けている社協の実践事例

- ◆ NORMA 社協情報 No.356 (2022年4-5月号)
 特集「居住支援の必要性和社協への期待」
 「住宅×福祉で地域を創る」
 一般社団法人全国居住支援法人協議会 共同代表 会長 村木 厚子 氏
 事例「多機関連携の生活困窮者支援から居住支援法人への発展」
 静岡県・菊川市社会福祉協議会
- ◆ NORMA 社協情報 No.318 (2018年7月号)
 社協活動最前線「居住支援法人としてこれまでのとりくみの強化・発展をめざす」
 大阪府・岸和田市社会福祉協議会
- 岸和田市社協では、日常生活自立支援事業などの相談支援を行うなかで、住居のない人や、住まいを失う恐れがある人への居住支援に取り組んできた。平成29年12月には、社協としては全国で初めて居住支援法人の指定を受け、取り組みの強化を図るとともに、市の居住支援協議会の立ち上げに向けて、行政や関係者・関係機関のネットワークに基づく支援の仕組みづくりを進めている。



▲画像をクリックすると当該号へジャンプ。

国民健康保険中央会「ケアプランデータ連携システム導入フロー」(令和5年4月14日)

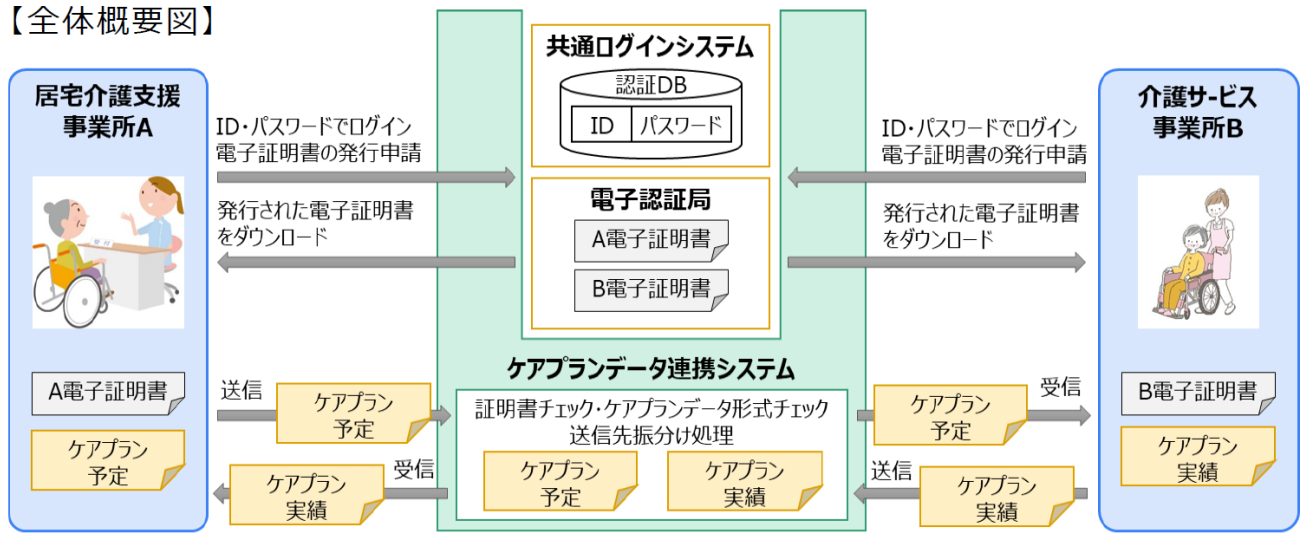
令和5年4月14日、国民健康保険中央会は、「ケアプランデータ連携システム」の本格稼働(令和5年4月20日開始)に向けて、導入フローを公表しました。

「ケアプランデータ連携システム」は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報(予定・実績)をデータ連携するシステムで、ケアプラン(提供票)をデータで送受信できるものです。

ケアプランデータ連携システムの全体概要

- ケアプランデータ連携システムは、介護事業所に設置される「ケアプランデータ連携クライアント」と運用センターに設置される「ケアプランデータ連携基盤」から構成。
- 介護事業所の利用者は、「ケアプランデータ連携クライアント」からインターネット回線を経由し、「ケアプランデータ連携基盤」を通して事業所間のケアプランデータのやり取りを行う。

【全体概要図】



国民健康保険中央会 ケアプランデータ連携システム導入フロー

https://www.careplan-renkei-support.jp/wp-content/uploads/sites/2/2023/04/230414_5113_info1.pdf

高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター「就労支援のためのアセスメントシート活用の手引(令和5年4月11日 ver.1.1)」(令和5年4月11日)

令和5年3月27日、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター研究部門は、「就労支援のためのアセスメントシート」及び「就労支援のためのアセスメントシート活用の手引」(令和5年4月11日修正 ver.1.1)を公表しました。

本アセスメントシートは、就労に関する情報をご本人と支援者が協同で収集、整理するとともに、「個人と環境の相互作用」を重視したアセスメントが実施できるように作成されています。就労系障害福祉サービスにおいて個別支援計画を作成する際のアセスメント場面での活用のほか、新たに創設される予定の就労選択支援における就労アセスメントの手法を活用した支援においても、標準的なツールとしての活用が想定されています。

高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター 就労支援のためのアセスメントシート活用の手引

<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/kyouzai78.html>